

平成21年度農村振興総合整備推進事業（栃木県で行う業務）に係る公募要領

制定：平成21年9月24日 21 関整第 1128 号 関東農政局長

第1 総則

平成21年度農村振興総合整備推進事業（栃木県で行う業務）（以下「補助事業」という。）に係る課題提案の実施については、この要領に定める。

第2 公募対象補助事業等

（目的）

高齢化や過疎化、混住化といった農村の課題に加え、都市交流や環境への配慮意識の高まりなど新たなる課題に対応し、地域の特徴を活かした地域が主体となった農業生産基盤と農村生活環境の統合的な整備を円滑かつ適正に実施することを目的とする。

（内容）

農政の動向や農村地域の実情を踏まえ、農村振興総合整備事業等の円滑な実施に関する業務についての指導、情報の提供、技術向上及び調査研究に関する業務であり、以下の区分とする。

- 1 農村振興総合整備事業等の実施に関する啓発普及
農業集落排水事業等の役割や必要性に関する啓発普及等の活動を実施する。
- 2 農村振興総合整備事業等に関する技術向上対策
市町村等関係団体の農村振興総合整備事業等を担当する技術者に対して、技術力の向上を図るために必要な研修等を実施する。
- 3 農村振興総合整備事業等の技術指導
市町村等の担当者を対象に、農村振興総合整備事業等の実施に向けた技術指導を実施する。
- 4 農村振興総合整備事業等の調査研究等
農村振興総合整備事業等で環境に配慮した整備を実施した地域における生物生息状況等のモニタリング調査を実施する。

このほか、当該補助事業の詳細内容については、別添「団体営調査設計事業実施要綱」及び「団体営調査設計事業実施要領の運用」を参照すること。

第3 公募対象団体

公募に応募できる団体は、次の1及び2の双方に適合するものとし、事業実施主体の主たる事務所が関東農政局管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）に在する団体とする。

- 1 対象団体
 - (1) 民間企業
 - (2) 独立行政法人
 - (3) 認可法人
 - (4) 民間団体

2 応募資格・条件等

- (1) 意思能力及び行為能力を有する団体であること。
- (2) 補助事業等を遂行する資力を有する団体であること。
- (3) 法人格を有しない任意団体の場合は、会計処理・意思決定等の方法について規約等が整備されていること。
- (4) 農村振興総合整備事業等に関する技術体系等に知見があること。
- (5) 国や地方公共団体が行う農業農村整備事業の調査・設計の技術向上等に関する研究や資格試験の実施実績等があり、調査・設計等の品質向上を図る能力を有していると同時に、中立性・公平性を保持しつつ事業を実施できること。

第4 補助対象経費の範囲

- 1 賃金
- 2 報償費
- 3 旅費
- 4 請負費
- 5 委託料
- 6 調査費(通信運搬費、印刷製本費、会議費、賃金等)
- 7 資材購入費
- 8 使用料及び賃借料
- 9 機械賃料

なお、当該補助事業等の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体にあつては、仕入れに係る消費税等は補助対象経費にならないので注意すること。

第5 申請できない経費

事業実施に関連のない経費

第6 補助金の額及び補助率

補助対象となる事業費は、1,700,000円以内とし、この範囲内で事業の実施に必要な経費を定額により補助します。

なお、補助金の額は、補助対象経費の金額の算定に誤りがないかどうか審査をした上で決定するため、提案のあった額より減額されることがありますので、予めご了承願います。

第7 課題提案書等の提出について

- 1 提出書類
 - (1) 事業に係る課題提案書 15部
 - (2) 補助事業費内訳(参考資料として提出する。別添様式により、補助事業等を実施するために必要な経費をすべて記載すること。) 15部
 - (3) 定款、寄付行為又は業務方法書等の規約 15部
 - (4) 直近の資産、負債、収支予算及び収支決算等に関する事項が記載された財務関係書類 15部
- 2 提出方法
持参又は郵送により提出すること。

- 3 提出期限
平成21年10月7日(水)17:15まで
(郵送の場合は、平成21年10月7日(水)までに窓口必着とする。)
- 4 提出・照会等窓口
〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
農林水産省 関東農政局整備部地域整備課地域整備課 農村総合整備係
TEL:(048)600-0600(代表)
FAX:(048)600-0624
担当者 農業土木専門官 小林 覚 (内線3901)
農村総合整備係長 大室 智史(内線3574)

第8 課題提案書の内容等

- 1 課題提案書(様式は任意。A4版で5枚以内(片面印刷で、文字サイズは11ポイント以上)とすること。図表等を用いてもよい。)は、以下の項目について記載すること。また、課題提案書は、日本語で記載すること。
 - (1) 事業実施方針及び内容(事業の目的に即した具体的な実施方針の設定)
 - (2) 事業実施計画(事業全体の実施手順、スケジュール等)
 - (3) 事業実施手法(事業内容毎の具体的な実施方法)
 - (4) 事業実施体制(事業内容に見合った技術者の配置等)
 - (5) 事業遂行能力(中立性・公平性の確保、類似事業実績等(過去5年間))
- 2 課題提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- 3 一度提出された課題提案書等は、変更及び取消しができない。また、課題提案書等は返却しない。
- 4 課題提案書等は、当該公募に係る事務手続き以外の目的で、応募者に無断で使用しない。

第9 課題提案書の選定(特定)

- 1 補助金等交付候補者の選定は、関東農政局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会において、審査基準に基づき、提出された課題提案書等について審査の上、選定する。
- 2 課題提案会を開催しないため、提出された課題提案書等のみをもって審査し、選定する。
- 3 補助金等交付候補者は、1団体を予定している。
ただし、提出された課題提案書等を審査し、補助事業遂行能力が具わっていないと判断できる場合は、応募者が1団体であっても補助金等交付候補者として選定しない。

第10 選定結果の通知

関東農政局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会における審査・選定の結果、補助金等交付候補者として選定された団体に対しては選定された旨を、補助金等交付候補者として選定されなかった団体に対しては選定されなかった旨を、それぞれ平成21年10月30日(金)までに通知する。

第11 主な留意事項

- 1 補助事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(昭和30年法律第179号)、団体営調査設計事業実施要綱、団体営調査設計事業実施要綱の運用及び農地等整備・保全推進事業費補助金等交付要綱等に従って実施すること。

- 2 当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5ヶ年間整備保管すること。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

なお、当該財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第4号の規定により農林水産大臣の別に定める処分制限財産とし、当該財産については、農林水産大臣が別に定める期間内において、関東農政局長の承認を受けて処分したことより、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

- 4 当該補助事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間に関わらず、第三者に漏らしてはならない。

(別添様式1) 補助事業費内訳

1 収入の部 (単位:円)

区 分	
国庫補助金	
自己負担金	
収益金	
合 計	

2 支出の部 (単位:円)

区 分	補助事業に 要する経費	負担区分		積算基礎
		国庫補助金	その他	
1 農村振興総合整備事業等の実施に関する啓発普及				
2 農村振興総合整備事業等の技術向上対策				
3 農村振興総合整備事業等の技術指導				
4 農村振興総合整備事業等の調査研究等				
合 計				